

宿泊税を抜き出して検討していくイメージ図



長野県
宿泊税導入へ

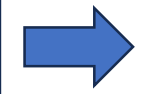
【判断】

白馬村

A : 白馬村でも導入する (2階建て方式)

B : 導入しない (県税のみ)

〔 ・ 県側のスケジュールもあり先送りができない 〕



〔 ・ 村の宿泊税部分の用途については、村に決定権あり 〕

白馬村の宿泊税 (2F)
長野県の宿泊税 (1F)

〔 ※ 「2階建て」でも「県税のみ」でも宿泊客が負担する税額 (総額) は変わらない 〕

・ 宿泊税は県の資金となる

〔 … 配分額は流動的？
… 用途の制限を受ける？… 〕

【評価】

・ 宿泊税のみで想定する観光財源が確保できるか

【判断】



α : 宿泊税以外の財源検討が不可欠

β : 想定する財源確保ができるものの検討は行う

【候補財源】
(1)協力金
(2)負担金
(3)…税 など

【候補財源】
(1)協力金
(2)負担金
(3)…税 など

